

各位

中央工学校
校長 松田 正之

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

授業開始に当たり次を原則として、法人対策本部と連携して対応を行う。

1. 学生やその関係者に感染が確認された場合

対策本部に報告し北区保健所と連携して対応を確認するが、原則として次による。

(1) 学生が感染した場合

本人が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は出席停止とする。
なお、次に該当する場合についても同様とする。

- ・風邪症状の場合
- ・発熱が無くても強いだるさ、息苦しさ、嗅・味覚などに異常がある場合
- ・風邪症状等が比較的軽症であっても、重症化しやすい基礎疾患等がある場合

(2) 学生が濃厚接触者となった場合

感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間を出席停止とする。なお、同居人(家族)が濃厚接触者となった場合は保健所からの指示があるまで出席停止とする。

※ 国立感染症研究所感染症疫学センター(抜粋)

「濃厚接触者」とは

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内を含む)があった者
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者

「患者(確定例)」とは

- ・臨床的特徴から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者

(3) 学生の同居人(家族)がPCR検査を受検する場合

同居している家族等がPCR検査を受検する場合は出席停止とする。なお、PCR検査は以下のものとする。

- ・同居人が発熱など体調異変により受検するもの
- ・同居人が濃厚接触者に指定され受検するもの

2. 授業対応

(1) 学生が感染した場合

在籍するクラスが使用する号館全体を翌日は休業とし、早期に遠隔授業に切り替え授業を再開する。その他の号館は現状を維持する。ただし、感染者の活動の態様を確認したうえで、休業する範囲を縮小する場合がある（例：①在籍するクラスのみ翌日休業 ②在籍するフロアのみ翌日休業）。なお、保健所の指導がある場合はこの限りではない。

(2) 学生が濃厚接触者となった場合

上記に準じ、翌日を休業とするが、その範囲は縮小される。

3. レストラン「SORA」の対応

学生の感染が確認された場合は営業を休止する。休止期間や消毒作業については保健所の指示による。なお、学生が濃厚接触者となった場合は保健所の指示による。

4. 出席停止の解除

(1) 学生が感染した場合

医師等の判断により完治したことが確認された場合、出席停止の解除を指示する。
なお、登校する際には「別紙1」の提出を求め確認する。

(2) 学生が濃厚接触者となった場合

感染者と最後に濃厚接触した日から15日目に風邪等の症状がない場合は、出席停止の指示を解除する。なお、登校する際には「別紙2」の提出を求め確認する。

(3) 学生の同居人（家族）がPCR検査を受検する場合

検査結果が陰性の場合、出席停止を解除する。

(4) 上記以外の場合

- ア. 風邪症状の場合、本人による改善申告により出席停止を解除する。
- イ. 次の症状が改善した場合は「別紙3」の提出を求め出席を解除する。
 - ・発熱が無くても強いだるさ、息苦しさ、嗅・味覚などに異常がある場合
 - ・風邪症状等が比較的軽症であっても、重症化しやすい基礎疾患等がある場合

※ 上記により出席停止が解除されたことにより、遠隔授業等の形態を感染等発覚前状態に戻すことを可能とするが、保健所の指導がある場合はこの限りではない。

5. その他

(1) 教職員・講師及び、学校関係者においても、学生に準じ対応する。

(2) 感染者（濃厚接触者）が判明した場合は、速やかに緊急連絡網によって対応する。

以上

※令和3年8月 改正